



ハンガリーに進出している事業主の皆さまへ

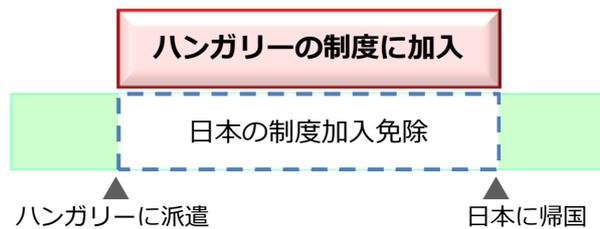
**2014年1月1日、日本・ハンガリー間の社会保障協定が発効します。
これにより、日本とハンガリーの社会保障制度の二重加入が解消されます。**

ハンガリーへ派遣した従業員は、日本とハンガリーの社会保障制度のうち、いずれか一方の制度に加入することになります。

対象となる制度は、日本については、年金制度と医療保険制度、ハンガリーについては、年金制度、医療保険制度、雇用保険制度です。

〈5年を超えると見込まれる派遣の場合〉

派遣先の国（ハンガリー）の制度のみに加入



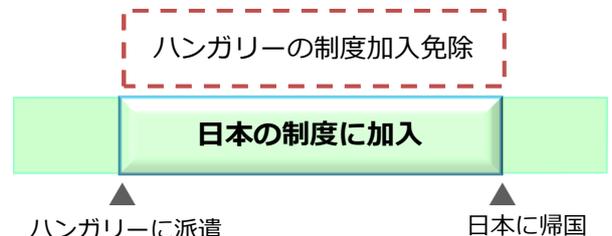
ハンガリーに派遣

日本に帰国

〔年金事務所に、「資格喪失届」を提出してください〕

〈5年を超えないと見込まれる派遣の場合〉

派遣元の国（日本）の制度のみに加入



ハンガリーに派遣

日本に帰国

〔年金事務所で、「適用証明書」の交付を受けてください〕

⚠️ ご注意ください

- ◆ 派遣開始当初に予定する期間が「派遣期間」となります。当初の期間を超えて派遣が継続する場合には、5年以内の期間であっても、派遣期間の延長に該当します。派遣期間の延長は、**1回に限り**、予見できない特段の事情などがあり、かつ、当初の派遣期間と延長期間の合計が6年を超えないことを条件として、個別に両国で協議し、合意した場合に認められます。
- ◆ 派遣者としてハンガリー制度の加入免除を受けるためには、次のいずれかの条件も満たす必要があります。
 - ①日本の雇用主とのみ雇用契約があること
 - ②日本の雇用主との雇用契約に加え、ハンガリーにおいても雇用契約がある場合には、ハンガリーでの雇用契約が日本の雇用主と関連するハンガリーの雇用主との間で結ばれたものであること
- ◆ ハンガリーの年金制度・医療保険制度には労災補償も含まれていますので、日本の制度のみが適用される派遣者は、どちらの国においても強制的な労災保険は適用されません。日本の労災保険制度の特別加入制度、または民間の労働災害保険に加入することにより、労働災害に対する備えとなります。



ハンガリーの年金制度に加入していたことがある皆さまへ

**2014年1月1日、日本・ハンガリー間の社会保障協定が発効します。
これにより、日本とハンガリーの年金保険期間の通算が可能になります。**

日本またはハンガリーの年金を受け取る時は、重複しない範囲で相互の保険期間を通算することができます。ただし、ハンガリーの保険期間が1年未満の場合、通算してハンガリー老齢年金を受け取ることはできません。

なお、障害年金は通算措置の対象とはなりません。日本から長期にハンガリーへ派遣されていた場合などは、ハンガリーの制度に基づく保障の対象となりますが、日本の障害年金の保障の対象となるためには、国民年金または厚生年金保険に任意で加入する必要があります。



ハンガリーの年金を、日本で申請して、日本で受け取れるようになります。

申請の受付	日本の年金事務所で、ハンガリー年金の申請ができます。ハンガリー年金の申請は、受給権発生前1カ月前から行うことができます。
年金の支払	月1回銀行送金により支払われます（支払回数の変更は可能）。支払いは、「フォリント建て」で行われ、日本円に換算して振り込まれます。
申請の時効	原則6カ月までさかのぼって支給されます。協定発効日から1年以内に申請した場合は、受給権発生時点にさかのぼって支払われます（ただし、協定発効日までしかさかのぼれません）。

[参考] ハンガリーの年金制度（2013年12月時点）

老齢年金は、15年以上の年金保険期間がある場合に、62歳から受け取ることができます。（ハンガリー年金制度改正に伴い、今後、65歳まで段階的に引き上げられます）

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは年金事務所でご確認ください。
申請用紙は、日本年金機構のホームページから入手することもできます。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5068>

社会保障協定 日本年金機構

検索